

受付日 平成 年 月 日 受付者

建築協定承認願

市原市泉台建築協定運営委員会 殿

私は「プライバシーの保護と緑化の推進」および「調和の取れた街並み」を維持するための市原市泉台建築協定書規定を確認のうえ、下記の記載事項について運営委員会の協定承認を受けたく、市原市泉台建築協定運営規則（第2条、同13条）に基づきお届けいたします。なお、私が建築協定に定める基準に違反した場合、もしくは本申請内容に相違した場合には、速やかに工事施工の中止、構造の変更または撤去もしくは現状復帰に応じることに同意します。

平成 年 月 日 届出者 現住所
(施主) 氏 名 印
電話番号

1、建築協定確認事項 ※該当事項に○印(新築の場合はイロハと二のあるなしを記入ください) ※右記載の必要書類をもちなく添付ください	イ、本家屋の新築・増築	現場写真・建物設計図・植木植栽計画図	
	ロ、外構及びフェンス等工作物の設置	外構計画図・フェンス形状図(カタログ等)	
	ハ、駐車スペースの設置・増設(囲あり・なし)	合計 台	囲いある場合のみカタログ(写)
	ニ、付属建築物(物置等)の設置(あり・なし)	物件カタログ(写)もしくは写真	
	ホ、土地所有者等の変更(土地・建物)	登記簿謄本(写)	
ヘ、その他			

※「イ、本家屋の新築申請」の場合に、同時に「ロ」の申請がないときは、建築協定承認は「未承認」となります
 ※宅地内の擁壁の増設、かさ上げ及び石積み・補強コンクリートブロック造等による塀の新設、増設等の行為は禁止されています。ただし地盤面からの高さ1.5m以下の門構えについてはこの限りではありません
 ※「市原市生垣設置奨励補助金交付」を申請中の場合は、申請書(生垣設置申請書)の写しを添付ください

2、工事施工業者の住所 ・名称・電話番号等 ※工事施工業者が同一の場合本家屋部分のみ記入ください(同一・相違)	本家屋	住所 名称 電話 担当者
	外構・フェンス等工作物の設置等	住所 名称 電話 担当者

3、工事予定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

4、建築地 市原市泉台 丁目 番地 号 5、敷地面積 m²

6、建築面積	現在の建物	今回建築	合計	(敷地面積との比)	
	m ²	m ²	m ²	7、建ぺい率	%
8、延べ面積	m ²	m ²	m ²	9、容積率	%

10、建物等の色彩 建物壁() 屋根() フェンス()

11、境界線から軒先までの最短距離 ①隣接地側 面 m ②道路側 面 m

12、本家屋以外の建築物の概要	用途	幅	奥行(延長)	高さ	面積	材質	色彩
		m	m	m	m ²		

13、土地所有者等の変更 旧協定者名 新協定者名

※中古住宅購入・地主還元地購入の場合は必ず記入ください 所有権移転日 平成 年 月 日

建築協定承認通知欄

上記の記載事項の内容は、建築協定の規定に適合することを承認しましたのでご通知いたします

平成 年 月 日 市原市泉台建築協定運営委員会
承認番号 第 号 委員長 飛田 光大
事務局住所 市原市泉台3-19-2

建築協定「承認願」の届出に際してのご注意

市原市泉台建築協定運営委員会

- 1、 本「承認願」は、本来は施主様より直接届出を行っていただきたいのですが、業者様を経由してお届けいただきましても結構です。届出者欄には施主様の現住所・氏名・電話番号（土曜連絡可能な番号・携帯電話可）を必ずご記入ください（印鑑は実印でなくても結構です）
- 2、 市原市泉台地区は「プライバシーの保護と緑化の推進」および「調和の取れた街並み」を維持するため「建築協定」が締結されていますので、施主様は、あらかじめ「建築協定書」の重要事項をご確認ください。なお、建築協定に定める基準に違反された場合、もしくは本承認願にて申請された内容に相違された場合には、速やかに工事施工の中止、構造の変更または撤去もしくは現状復帰をいただきますので、予めご了承願います。（建築協定書は準備しておりますのでご請求ください。またインターネットホームページからも取得できます）
- 3、 建築協定上の不明点等、また本承認願での不明点は必ず建築協定委員会までご確認ください。（回答には多少お時間をいただく場合がございますので予めご了承ください）
- 4、 泉台地区では「緑化推進」のため、敷地の道路及び隣地境界部分は原則として「生垣」を設置いただく様ご協力をお願いしておりますので趣旨ご理解願います。また、市原市でも「市原市生垣設置奨励補助金交付」制度（最高50,000円の補助）がありますのでご利用願います。（パンフレット・申込書を準備しておりますのでご請求ください・詳しくは市原市役所公園緑地課 0436-23-9842までご確認ください）
- 5、 承認願は、届出書及び必要書類等各2部（うち1部は審査承認後に承認通知書としてご返却いたします）に事務手数料3,000円を添えてコミュニティホール事務室までご提出ください。なお、提出いただく書面はA4サイズに統一ください。また面積は小数点2位以下を切り捨ててください。
- 6、 審査に必要ですので「必要書類」は必ず添付ください。添付資料に不足があり、十分な審査ができない場合は未承認となりますのでご注意ください。なお「植木植栽計画図」「外構計画図」はラフスケッチでも結構です。また（第1-木項〔第13項〕で、まだ不動産移転登記が完了していない場合は、登記完了後の提出で結構ですので、その旨を記載ください。
- 7、 委員会の承認には概ね2～3週間の猶予を見てください。特に急を要する事情がある場合はその旨を記載ください。尚、委員会では、承認後であっても工事途中・工事完了時点で実施内容のご確認をさせていただきますのでご了承ください。
- 8、 建築工事にあたっては、事前に近隣住民に対して十分な説明を行い、理解を得る様にしてください。また、工事中は、通行者・通行車両の安全を図り、工事車両・騒音・塵・産業廃棄物などの迷惑がからない様、十分な配慮をお願いします。尚、工事完了時には、道路や側溝の清掃を行い、整理整頓に努めてください。

以上